

# 人事労務通信

社会保険労務士事務所  
人事労務センター

〒812-0011  
福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702  
☎ 092-409-4188  
Fax092-409-4187  
Eメール [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)



新年おめでとうございます。  
今年もよろしくお願ひ致します。



謹賀新年

昨年は色々とお世話になりました  
本年もよろしくお願ひいたします  
二〇二二年一月一日



〒812-0011 福岡市博多区博多駅前四丁目  
電話 〇九二四〇九一七〇二号  
FAX 〇九二四〇九一八八七  
E-mail: [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)  
社会保険労務士  
人事労務センター  
所長 大隈昭子

社会保険労務士事務所を開業して、今年からは、11年目がスタートします。開業にあたって私は、40年間の福祉・保育分野で働いてきた経験を活か

し、“女性が働き続けるために、いくらかでもお手伝いが出来れば”との思いを強く持ってきました。

幸いなことに、多くの事業所や働く皆さんとの出会いがあり、事業所の発展や働く上での悩みや相談を通じて、社労士としてお手伝いがいくら出来たのではないかと感じています。

開業して2年目の2月から、発行の「人事労務通信」は、昨年5月号で100号を突破致しました。

読み返してみると、事業の運営や法改正などのお問い合わせに答えていくための「Q&A」や「助成金情報」などに対する反響もあって、激励

も沢山いただき、私自身が仕事に対する大きな励みとなっています。

引き続き、よろしくお願い致します。



## 雇用調整助成金(コロナ特例) 「対象期間」の延長のお知らせ

新型コロナウイルス感染症は、オミクロン株などの変異を続け、なかなか終息しません。

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に適用されている雇用調整助成金の特例措置は、令和4年3月31日まで延長されました。

中小企業については、解雇等をおこなっていない事業所の場合では、業況特例・地域特例を受ける事業所は、これまで通り、支給額の100%、1日最高額が15000円が助成されます。

その他の事業所の場合の原則的な措置は、助成率が支給した額の90%で1日最高額が1月、2月は11,000円、3月は9000円となります。

\*詳細はお尋ねください。



## キャベツと塩コブの炒め物

夫の友人から立派なキャベツが届きました。

年末に息子さんのお嫁さんから教わったキャベツと塩コブのシャキシャキ炒めをつくりました。

キャベツをざく切りにし、フライパンにごま油、キャベツと塩コブを入れて炒めるだけ。炒めすぎず、キャベツのシャキシャキ感を残すのがコツ。おいしい。



人事労務センターホームページ  
<http://roumu.b-souken.com>  
Eメール: [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

## 65歳を過ぎて退職した場合の求職者給付

### Q&A

Q：65歳を過ぎて社員が退職します。雇用保険の手続きは、通常の手続きとは違うのでしょうか。

A：65歳を過ぎても退職手続きは、離職票の本人への交付など特に違いはありません。

Q：65歳を過ぎると「退職後の給付金が一時金になる」と聞いたのですが。

A：そうです。高年齢継続被保険者の退職者（65歳以上で退職された方）の場合は、一時金として支給されます。

Q：支給条件はどうなっていますか。

A：求職活動中であることを条件に、被保険者であった期間が1年未満の場合は、30日分、1年以上の場合は、50日分の求職者給付金が一時金として一括支給されます。

Q：手続きは、どのようになりますか？

A：退職された方が、退職の際に発行される「離職票」を持参して、ハローワークに申請されると、通常、2週間から1カ月の間に失業中で求職中であることを確認する「失業認定日」が決まり、認定されると一時金の支給日が決まります。

Q：失業中、求職活動中の認定とはどういうことですか

A：認定日までの間に、ハローワークでの求職活動や知り合いから紹介された会社の面接なども求職活動と認定されることがあります。詳しくは、ハローワークでの離職の手続きの際にパンフレットなどで説明されます。

Q：その他、注意をすることは、ありませんか？

A：高年齢求職者給付金の受給期限は、離職の日の翌日から1年を経過する日となっています。

両立の観点から、より柔軟な所得保障ができるように「傷病手当金」の支給期間が通算化されます。（施行日は、令和4年1月1日からです。）

### 改正のポイント

- ①同一のケガや病気に関する傷病手当金の支給期間が、支給開始日から通算して1年6か月に達する日まで対象となります。
- ②支給期間中に途中で就労するなど、傷病手当金が支給されない期間がある場合には、支給開始日から起算して1年6か月を超えても、繰り返して支給可能となります。
- ③改正前の傷病手当金は、支給期間中の途中で就労した場合は、不支給期間となり、暦日で1年6か月を経過すれば、傷病手当金は、支給されませんでした。法改正によって、支給開始日から通算して1年6か月間の傷病手当金の支給が可能となりました。（令和2年7月2日以降に支給が開始された傷病手当金が対象です。）



### あとかき

年末年始の慌ただしい日々は、あっという間に過ぎていった。

わずかな時間ではあったが、久しぶりに子や孫たちと、かけがえのない時間を楽しく過ごすことができた。

友人・知人からの年賀状では、「一日も早いコロナの終息を願う」「皆で集い思いっきり語り合いたいよね」などなど切実なコメントばかりです。

一日も早くコロナ禍の不自由な日々が収束することを願うばかりです。



### 法改正情報

## 「傷病手当金」 支給期間の通算化

健康保険法等が一部改正され、治療と仕事の



### 人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子

TEL 092-409-4188

FAX 092-409-4187

Eメール：[akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)